

森林害虫駆除事業委託（継続）

【平成21年度予算額 151,098（151,098）千円】

事業のポイント

松くい虫被害の北上を阻止するため、「森林病虫害等防除法」に基づく農林水産大臣の駆除命令による徹底的な防除を実施します。

（松くい虫被害の状況）

- ・ 全国の松くい虫被害量は、昭和54年度の243万 m^3 をピークに減少傾向で推移。
- ・ 平成19年度の被害量は62万 m^3 で、ピーク時の4分の1程度。
- ・ 一方、被害先端地域である東北地方等においては新たな地域で被害が発生。

政策目標

保全すべき松林が適切に保全されていると認められる都府県の割合100%
（森林病虫害等の被害の防止）

< 内容 >

被害先端地域となっている東北地方の県境付近において、松くい虫による被害の発生を厳に抑制し未被害地等への被害の拡大を未然に防止する観点から、以下の防除を実施します。

- （１）伐倒駆除（くん蒸）
- （２）特別伐倒駆除（破砕又は焼却）
- （３）補完伐倒駆除
- （４）薬剤の地上散布（無人ヘリコプター散布を含む）
- （５）樹幹注入
- （６）薬剤防除自然環境等影響調査

< 委託先 >

都道府県

< 事業実施期間 >

平成20年度～22年度（3年間）

[担当課：林野庁研究・保全課]